

(仮称) 日吉多目的グラウンド整備基本計画 (素案) に対するパブリックコメント  
 手続きの実施結果について

案 件 名	(仮称) 日吉多目的グラウンド整備基本計画 (素案)
募 集 期 間	平成24年11月12日 (月) から12月12日 (木) まで
担 当 課	教育委員会生涯学習部スポーツ振興課スポーツ施設担当
意見提出者	4者

○ (仮称) 日吉多目的グラウンド整備基本計画 (素案) に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>想定する大会の規模によっては、利用者だけでなく観客のことも考える必要があり、観客席を整備しても良いのではないかと。</p>	<p>計画地は都市計画法上第1種中高層住居専用地域となっており、千代台陸上競技場のような観覧場は設置できませんが、グラウンド周辺部の法面を観覧に適する形状とすることや、ベンチ等の設置について検討して参りたいと考えております。</p>
2	<p>施設の整備に伴い、多くの利用者の来場が見込まれ、これに伴い騒音・渋滞・違法駐車等の問題が想定されるが、整備によって、より良い生活環境になるよう十分に配慮するよう要望いたします。</p>	<p>施設整備にあたっては、風紀・防犯のほか騒音、渋滞、違法駐車などの問題も懸念されますので、グラウンドや夜間照明、駐車場は主要街路側に設置する配置計画いたしました。</p> <p>また、施設の供用にあたっては、近隣住民の皆様とも相談させていただきながら、生活環境と施設利用のバランスに配慮し、極力生活環境に影響を与えないよう努めて参りたいと考えております。</p>
3	<p>グラウンド西側の砂利道は、今回整備されることにより通行が多くなると思われるので、簡易舗装および歩行者専用道路にした方が安全上からも望ましいのではないかと。</p>	<p>ご指摘の土地につきましては、整備区域外でありますことから、良好な住環境が確保されるよう所管部局と調整して参りたいと考えております。</p>
4	<p>旧北高のグラウンドに面して居住している住民は、グラウンドからの風雪が強いため、これを防ぐための植栽計画について地域住民と協議しながら進めて欲しい。</p> <p>また、計画地西側法面と南側緑樹帯にある伐採した樹木の切り株から新たに枝葉が出て伸び放題になっているが、なんの処置もとられないまま放置されているので除去か整理を要望します。</p>	<p>計画地の樹木に関しましては、落ち葉処理の要望がある一方、風雪対策のための新たな植栽の要望もありますことから、今後は、樹木調査を実施し、その結果を基に、地域の皆様ともご相談させていただきながら、適切な配置に努めて参りたいと考えております。</p> <p>また、ご指摘の「切り株」につきましては、施設整備の中で整理して参りたいと考えておりますが、西側法面は整備区域外でありますことから所管部局とも調整して参りたいと考えております。</p>

5	<p>通常利用の場合は、計画している駐車台数で十分と考えるが、大規模な大会開催時には駐車台数が不足し、近隣住宅地内への違法駐車が発生する可能性があるため、市営住宅跡地の利用方法は不明であるが、この土地の利用を視野に入れ大規模な駐車場を整備すべきではないか。</p> <p>また、計画地北側の土地を有効利用した駐車場の規模拡大にあたっては、計画地に通じる歩道橋や地下歩道があった方が良く考える。</p>	<p>計画地北側の土地利用は確定していませんが、大規模な大会開催時には臨時の駐車場として一部を活用したいと考えております。</p> <p>なお、北側の市有地から計画地へのアクセスにつきましては、駐車場としての使用が臨時的な対応となりますことから、本計画での歩道橋や地下歩道の整備は考えておりません。</p>
6	<p>日吉幼稚園跡地は、利用しにくい土地形状であるが、約2,500㎡と宅地とすれば利用しやすいので、他の用途に供するか、売り払い財源を生み出してはどうか。</p>	<p>日吉幼稚園跡地につきましては、日吉サッカー場との連絡経路上にもあり、また、計画地に隣接し、駐車場として利便性が高いものと考えております。</p>
7	<p>多目的グラウンドとのことであるが、サッカーやラグビーなどのスポーツ競技だけに使用させるのか。</p>	<p>施設整備にあたっては、サッカー・ラグビー兼用コートとフットサルコートの間で可動式ネットの設置を予定していますが、これを取り外してコート全体を1面で利用できることから、スポーツ競技のほか運動会やスポーツ教室などにも使用していただけるものと考えております。</p>
8	<p>同様施設では、ジョギング教室やグラウンドゴルフなどでグラウンドを利用している例があり、市民が多目的に利用できるよう人工芝の選定も含め特色あるグラウンドを整備して欲しい。</p>	<p>市民の健康づくりに寄与することは施設整備の目的のひとつであり、重要なことであると認識しております。</p> <p>このため、先進施設での多様な利用方法や利用状況のほか人工芝についても調査し、様々なニーズに対応出来るような施設づくりと柔軟な運営に努めて参りたいと考えております。</p>
9	<p>使用時間は、早朝や夕方から練習することも考えると、午前5時から午後10時に変更すべき。</p>	<p>計画地の周辺には住宅地が形成されておりますことから、管理・運営にあたっては住環境との調和を図る必要があると考えております。</p>
10	<p>使用時間に関して、少年や中学生の利用は午後7～8時で練習終了となるが、社会人などは勤務終了後の午後6～7時に集合し最低2時間の練習の需要が高いので、午前8時～午後9時までの供用を希望する。</p>	<p>このため、供用時間につきましては、素案策定にあたり実施した近隣住民アンケートや市内の同類施設の利用実績を踏まえ、午前8時から午後8時までと想定したところでありますが、今回のパブリックコメントの内容を踏まえ、素案27ページの26～28行目の「このため、照明灯については、東側のサッカー・ラグビー専用コート1面とフットサルコート3面を対象に配置し、施設の供用時間はアンケート調査結果を考慮して午前8時から午後8時までとする。」</p>
11	<p>使用時間については、アンケートの結果では、開場時刻が午前7時から午前9時が同数となっているが、通常7時は起床している時間でありスピーカー音や楽器の音などでない限りは生活に影響を及ぼさず開場時刻ではない (次ページに続く)</p>	<p>このため、照明灯については、東側のサッカー・ラグビー専用コート1面とフットサルコート3面を対象に配置し、施設の供用時間はアンケート調査結果を考慮して午前8時から午後8時までとする。 (次ページに続く)</p>

	<p>(前ページから)</p> <p>く、施設を有効活用するうえで午前7時でも何ら問題はないと思う。</p> <p>また、閉場時刻は、計画地に沿って2面が住宅地であり、真夏から初秋の間は窓を開放している家が多いのでグラウンドからの騒音の影響は避けられないため、生活サイクルからしても最大でも午後9時が限度と思いき要望いたします。</p>	<p>(前ページから)</p> <p>とあるのを「このため、照明灯については、東側のサッカー・ラグビー兼用コート1面とフットサルコート3面を対象に配置する。また、施設の供用時間については、アンケート調査結果を考慮すると午前8時から午後8時までが望ましいが、社会人の夜間利用を想定すると午後9時までの要望もあり、供用開始までに整理することとする。」に訂正いたします。</p> <p>また、28ページの12行目「施設の利用時間を午前8時から午後8時までと想定し、」とあるのを「施設の利用時間は午前8時から午後8時までとした場合を想定し、」に訂正いたします。</p>
12	<p>供用時間の設定にあたり住環境に配慮するため、照明の配置に問題があるのであれば、駐車場の位置を住宅街側に変えるべきではないか。</p>	<p>照明灯は住環境に影響をおよぼさないよう配置することとしており、また駐車場を住宅街側に設置した場合、車両の出入りによる騒音の発生が懸念されますことから、このたびの素案で位置づけた配置としたところであります。</p>
13	<p>近年、北海道内でも人工芝グラウンドが整備されてきているので、他地域との差別化を図ったグラウンド整備が必要であると考えられる。</p> <p>最近では冬期間でも使用できる人工芝があると聞いており、1面だけでも通年供用が出来る状況にして欲しい。</p>	<p>通年供用による競技機会の増加は、競技レベルの向上に寄与する上で極めて重要であると考えております。</p> <p>近年は、積雪寒冷地でも通年で利用できる施設が供用されており、国内外の人工芝の機能およびこれらの管理体制さらには冬期間利用の状況を勘案し供用期間を検討して参りたいと考えております。</p>
14	<p>冬期間も使用できるようにして欲しい。</p>	
意見等を考慮した結果の修正案	<p>素案27ページの26～28行目の「このため、照明灯については、東側のサッカー・ラグビー専用コート1面とフットサルコート3面を対象に配置し、施設の供用時間はアンケート調査を考慮して午前8時から午後8時までとする。」とあるのを「このため、照明灯については、東側のサッカー・ラグビー兼用コート1面とフットサルコート3面を対象に配置する。また、施設の供用時間については、アンケート調査結果を考慮すると午前8時から午後8時までが望ましいが、社会人の夜間利用を想定すると午後9時までの要望もあり、供用開始までに整理することとする。」に、28ページの12行目「施設の利用時間を午前8時から午後8時までと想定し、」とあるのを「施設の利用時間は午前8時から午後8時までとした場合を想定し、」に訂正いたします。</p>	
結果の配付場所	<p>教育委員会生涯学習部スポーツ振興課（市役所本庁舎5階）</p>	
お問い合わせ先	<p>教育委員会生涯学習部スポーツ振興課スポーツ施設担当 TEL 0138-21-3575 FAX 0138-27-7217</p>	